

群馬子どもの権利委員会

2020 年度総会 「議案書」

別冊資料

集会型「総会」が出来ず、会員の皆さんからの発言を直接交流することが出来ませんので、居場所づくりや子ども食堂、保育園で活動している世話人からの交流・討論のきっかけになる報告を関連資料として紹介します。

また、新型コロナウイルス感染症に関連して発表された声明・アピールなども添えました。

議案に対するご意見と併せて会員の皆さんの身の回りの子どもたちの状況をお寄せください。返信用のハガキ（切手不要）をご利用ください。あるいは、電子メールか FAX にて事務局長（加藤）へお送りいただきたく宜しくお願いいたします。〔e-mail tkato2019@outlook.jp / FAX 0270-20-2059 〕です。

別冊資料目次

【議案 1 関連報告】

子どもの居場所づくり・子ども食堂・保育園の取り組み 及び 新型コロナウイルス感染症の影響について	P. 2 ~P. 9
---	------------

【声明・アピール】

国連・子どもの権利委員会 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する声明」	P. 9 ~P. 11
子どもの権利条約市民・NGO の会 「新型コロナウイルス感染症と子どもの権利に関する声明」	P. 11~P. 17
子どもの権利条約 31 条の会 「子どもの権利条約 31 条の会緊急アピール」	P. 17~P. 21
子ども環境学会 「新しい生活様式を画一的でなく、年齢層毎の行動指針を」	P. 21~P. 23

【議案 1 関連資料】

子どもの居場所づくり・子ども食堂・保育園の取り組み 及び 新型コロナウイルス感染症の影響について

〔ぐんま少年少女センター〕（桐生市中心に県内で）

ぐんま少年少女センターは、外遊びやキャンプ体験、異年齢集団による活動を通じて、子どもの育ち合いと自治的・民主的な組織づくりを目指しています。2019年度は、2回のあおぞら学校（春：動物園でのオリエンテーション、夏：桐生市民広場での1泊2日のミニキャンプ）、3泊4日のキャンプ、もちつきを実施しました。

活動の特徴は、中学生までの子どもを5～10人ほどの班に分け、各班に指導員として高校生以上の若者をつけることです。班に分けるのは、活動が「おとなの運営者」対「参加者の子ども個人」の関係にならないようにするためです。子どもたちは班の仲間と交流したり協力しながら活動を行います。若者を指導員として班につけるのは、子どもたちと年の近い若者が一緒に活動することで、おとなによる管理ではなく、身近な先輩に憧れることや真似ることによる自然な育ちを引き出すことが狙いです。若者のほうも、子どもたちに頼られることで自信をつけ、成長していきます。

近年は、子どもの年齢が上がるほど塾や習い事で忙しく、何年も続けて活動に参加する子が非常に少なくなっています。かつては年齢が上がると班長などリーダーの役割を担い、組織づくりで中心的な役割を果たしていきましたが、今はそのような集団の発展が望みにくくなっています。若者も学業・バイト・社会生活などで非常に忙しく、運営組織の中心を担えません。また、自信がないのか責任を避けたがるのか、あえて活動に深く関わらない人も増えています。正解を求め、答えのない話し合いを苦手とし、意見の対立やすり合わせを避けたがる傾向があります。子どもを送り出す保護者は、帰り際などに子どものようすを指導員から聞いたがる人が減りました。逆に子どもと一緒に活動に参加し、子どもから離れない保護者もときどきいます。

個人も社会もいろいろな面に変容してきているように感じますが、小学校低学年の子どもたちは今も昔も変わらず遊びが大好きです。外で遊ばないでゲームばかりしているとしたら、遊びの経験が乏しすぎて遊び方がわからないだけ、子どもだけで公園に行ってもいいかなどの家庭のきまりや道路事情などの環境が整っていないだけという気がします。低学年の参加はここ10年ほどで微増しており、そこに希望があると思っています。

2020年の活動は、新型コロナウイルスの影響で残念ながら白紙です。今は何ができて何ができないかを判断するための科学的知見を集めると同時に、子どもたちが今置かれている状況を子どもの権利条約に照らしながら分析し、今後の活動のベースにする必要を強く感じています。

〔あいおい子ども食堂〕（桐生市）

毎月第3土曜日に、桐生協立診療所の組合員ホールをお借りして活動しています。利用は子どももおとなも無料で（可能な方には寄付をお願いしています）、毎月40～50人ほどが来場し、約半分が子どもです。当日の運営は15～20人ほど

のスタッフで行っています。群馬大学の学生などの協力を得て、小学生対象の学習支援も行っています。

設立3年目を迎え、存在が地域で知られ、定着してきたと思います。広報は、地元企業によるチラシの無償印刷、近隣の3小学校へのチラシ配布、町内回覧板での周知、地元新聞「桐生タイムス」への告知無償掲載などにより、かなり多くの人に情報を届けられるようになってきました。そのおかげか、食材はほとんど寄付で賄われており、フードバンクの他、地域の生産者さんから定期的に野菜や肉をいただいています（そのうち1人の協力で収穫体験も実現しました）。また2年目に、市民活動推進センターの呼びかけで桐生・みどり2市の4食堂が参加する連絡会が立ち上がったからは、連絡会を通じてお金や食材の寄付をいただけることもあります。

来場者は親子が多く、きょうだい数の多い家庭が多いです。子どもたちの目当ては会場の一画に用意された遊びのスペースで、絵本を読んだり、絵を描いたり、他の子とトランプなどをしたり、ケン玉やコマ回しを教わったりして遊んでいます。リピーターが多く、親しくなった保護者からは「ここに来ると自分がひととき解放されて助かる」という声が聞かれます。献立には季節の野菜を多く使っていて、「何度も来ているうちに子どもがコレを食べられるようになった」という嬉しいニュースも届きます。

貧困家庭による利用の有無は把握していません。そういったことはむしろ利用しにくさを感じさせるのではないかという話し合いの末、すべての人が無料で利用できるようにしました。地域コミュニティが消滅しかかかっていて、頼れる人の有無すら自己責任というような風潮がはびこっている今、子ども食堂は貧困対策にとどまらず、新しい地域の居場所や拠点として発展していくべきと考えます。

学習支援は月1回しかなく、学力向上にはつながらないと思いますが、「みんなできると楽しい」「お兄さんお姉さんが見ててくれると嬉しい」という気持ちで少しでも「勉強＝嫌なもの」というイメージを払拭できたらと思っています。年明けごろには回数を増やそうという議論もありましたが、新型コロナウイルスの影響でまた最初から考え直す必要があります。

新型コロナウイルスの発生後、3月は食堂開催をキャンセルしましたが、4月は感染防止対策のうえ米やレトルト食品などを配布しました。スタッフの手作りによる布マスクも提供しました。学校が休みなので近隣の団地にチラシをポスティングして周知したところ、初めて利用するという方が複数いらっしゃって、新たな需要を感じました。5月は赤い羽根共同募金の助成金を受けられることになり、お弁当・食材・マスクの配布を2回実施する予定です。6月以降の活動は未定です。

新型コロナウイルス感染症の影響

コロナと休校による子どもへの影響について、自分なりに次のように分類し、Facebookに投稿しました（3/28）。

食事

- ・休校&給食停止で栄養不足
- ・自宅食でレトルト、インスタント食品が増えて栄養が偏る
- ・経済的に苦しい世帯では食事不足で「やせ」

- ・不安、運動不足による食欲低下
- ・1日中家にいるために間食をだらだら食い

生活習慣

- ・起床、就寝、食事の時刻の乱れ
- ・外出しないことで歯磨き習慣の乱れ
- ・運動不足 → 筋力低下

学習

- ・休校による未履修
- ・学習習慣の乱れ
- ・オンライン教材、通信教材による支援とアクセス格差
- ・保護者の教育力、経済力、時間的余裕による格差
- ・登校日、学校預かりなどの自治体対応とその格差
- ・無料学習支援など地域による教育力とその格差

対人

- ・休校で友だちと会う機会が減少
- ・保護者と一緒にいる時間が増えることで、小言や親子ゲンカが増える
- ・きょうだいゲンカが増える
- ・保護者の残業が減り親子の団らんが増えている家庭も
- ・保護者以外の信頼できる人に会う機会が減る
- ・子どもだけで留守番する場合は他人一般への不安
- ・感染への不安から他人一般への不安

情報

- ・テレビ、ネットの情報過多、センセーショナルリズム
- ・保護者など伝える人のバイアスがかかった情報
- ・学校の説明不足（とくに休校について）

その他のメディア

- ・電子メディアへの接触時間の増加（オンライン教材を含む）
- ・ブルーライトによる自律神経への影響
- ・姿勢膠着による肩こりなど
- ・図書館利用の増加
- ・ボードゲーム、カードゲームなどのアナログゲームで遊ぶ機会の増加

運動

- ・全体的に不足
- ・公園や外で遊ぶ機会、時間の増加

居場所

- ・保育園、学童、見守り支援など、小学生までは多少確保されている
- ・児童館などの公共施設は閉鎖
- ・中高生の部活休止（自主練は本人任せのところも多い）
- ・中高生は公共・商業施設から追い出される傾向
- ・子ども食堂や無料学習支援は中止が多め
- ・楽しみにしていたイベントの休止
- ・子どもだけの出歩きを学校に「通報」
- ・小学校高学年以上の兄弟が下のきょうだいを世話

心理面

- ・不安
- ・不満
- ・うまく説明できない → たまる、体に出る

その後、報道などから、DVや虐待が増加していること、家に居場所のない少年少女が街へ出ざるを得ないこと、そのような場合に少女は性的搾取を受ける危険が非常に高まっていることがわかってきました。また一方で、恋人と過ごす時間が増えた中高生の望まない妊娠や妊娠の懸念について、電話などによる相談が大幅に増えたということです。相談員によれば、電話をかけてくる中高生に性の知識が著しく欠けていることが多いそうです。貧困、DV、居場所問題、性教育など、今まで何となくやり過ごしてきた問題がコロナで一気に明るみに出たように思います。

【あつまれ前橋スポット】（前橋市）

「新型コロナウイルスから来た挑戦状」

本来の「あつまれ前橋スポット」はこども食堂だが、学習支援、栄養管理した、手作りランチ、読み聞かせ、様々なイベントを利用者（こども、大人、ボランティア）みんなで楽しく学び、遊べる居場所だ。毎度の「栄養ヒントコーナー」では季節の食材の栄養価と効果について学ぶ。イベントは音楽、美術、SDGs、経済、環境、人権、健康、救急 - 正月、節分、こどもの日、ハロウィン、クリスマスのような四季折々の行事もある。衛生には大変留意し、リサイクルや食品ロスにも積極的に取り組む。毎回食品配布もあり、総勢、概ね70～90名ほどの利用がある。

「やったー、初めての休みだ～！」たとえ一度でもこの忙しさ、カオスから逃れられる。2017年こども食堂を設立してからずっと自分の時間を全部奪われて…。だがしかし、「なんと、こども食堂のお休みが向こうからやってきてくれました！」それは2020年2月、新型コロナウイルスの影響で開催中止に至った時、浮かれていた私。

などと脳天気な思いもつかの間、あれよ、あれよと、あの中国の、イタリアの、イギリスの、ニューヨークの、「真の、本物の、見たこともない、映画のようなカオス」が毎日のニュース、そしてYouTubeから…「OMGマジですか？」

大切な地元のこどもたちは？こどもたちを取り巻く社会、世界はどうなるんだ？

多方面の自粛による、経済、家計への影響は派遣社員、大学生、休めば生活できない人を、障害のある人を、年配者を、シングルマザーやこどもを、すべての弱者を直撃することは火を見るよりも明らかだ。

こどもたちが困って、親が不安に駆られて、疲弊している時で、こんな時こそ、元気とともに活動しなければ「こども食堂」の意味がないんじゃないですか？実行委員達は自問自答する。

こども食堂開催を望む連絡が入る。電話も来る。こどもが、若いお母さんたちが途方に暮れている。「まさに、それを何とかしたいと活動し続けてきたんじゃない？」

それに、2月池袋のこども食堂サミットでは、非常時に「地元を支える」居場所になり得る、と学んだはずだ。なんとかしてやろう、今こそ、有志で知恵を出し合い、協力して。

しかし、さて、こども食堂なのにご飯が作れない環境下。会場利用不可、3密環境、会員の若手不足、家族から活動参加への反対、運営資金不足、新種ウイルスによる先々の懸念。

その上、なぜこんな時に！と信じられない思いだが、東京にある、こども食堂が配布したお弁当で食中毒発生！ そうだ、高温多湿な時期、急な気温上昇で熱中症も危惧される。

そうこうしている間にも、自粛による子ども達のストレスと大幅食費増、疲労困憊を抱えた若いお母さん、お父さんたちが倍増し、こども食堂にSOSを出してくる。

まるで本気度を試された新型コロナウイルスからの挑戦状のようだ。どうしたら子どもと保護者、ボランティアの安全を担保できるのだろう。

検温、手指消毒と除菌、健康衛生チェック、マスク、手袋、フェイスシールド、若手ボランティアのみ参加、ドライブスルー方式で受渡し、出来立てを配布、等々、やれることは何でもやってやれ。

3月22日、29日、2週にわたってのランチと食材配布、合計166名

5月24日のこども50人の定員に想定外な希望者の連絡、結局110名配布

6月28日は総勢150名の配食となる予定

New normal life /withコロナ/afterコロナ なんてであろうと、こども食堂は道を分け入って進んでゆくだけなのかもしれない。

【わくわく子ども食堂】(安中市)

全体を通して

正直なところ、非常に迷いの多かった一年間でした。

子ども食堂を続けていることが、本当に地域作りにつながっているのか？

広がらなさ(特定の家族のみの参加になっている)にもジレンマを感じています。

もちろん、少しずつの変化はあるのですが、この方向でいいのか？迷っています。

1 活動のまとめ

①子どもワクワク食堂実行委員会 一年間の活動について

・毎月第3日曜日に、地元公民館を巡回利用する形で子ども食堂を実施。内容は、親子クッキング、レクレーションなど。松井田高校生ボランティア参加。

・毎週水曜日に地元松井田高校で購買(惣菜を実費販売50円から150円)。高校生へのランチを応援として

◎一年間を通して

・子どもたちの声

「楽しかった」など、子ども食堂そのものを楽しんでいる感想が多かった。

「自由だ！」といいながら自由を楽しみ絵を描く子どもたちも。

・ママたちの声

「これを支えに一週間頑張れた」など疲弊している声や、ママ同士で話ができることを楽しんでいる様子。

・実行委員の声

「楽しかった」の声もありつつ、「月一回、週一回でもとてほしいへん」。

辞めていった実行委員の声より「実行委員が、特殊な人たちの集まり」「今村さんがお米をあげることで、かえってDVがひどくなっているのではないか」

「いつも決まった家族への支援は、本人のためになっていない（甘やかしている）」など。

実行委員会で共有したいこと、学習したいことが不足していると感じた。しかし、月一回の会議の時間を持つことが精一杯。何か工夫できることがないか？模索中。

②安中市子ども食堂連絡協議会としての活動

- ・市民が運営する「子ども食堂」と行政（安中市子ども課中心にした担当部署）、市社協との連携。
- ・「子ども食堂フェスタ イン安中」を実施。400人規模の参加者。
- ・安中子ども食堂共同農園を運営し、県内や全国の子ども食堂への支援につなげている。メディアで取り上げてもらうなど一定程度の告知の成果もあり、子ども食堂が6カ所へ。（2020年6月現在）

2 新型コロナと子どもの権利

①子育て世代として

いきなり、休校になり、子どもも親も驚きとともに、大変な状況に追い込まれたような気がしました。子どもの権利という視点からは、休校措置の前にまたは休校中にでも、子どもの声を聞く機会や必要性があったのに、それがされなかったことが一番問題だったように思います。

「子どものことは、子どもが決める」

自分たちの学習権や生活権について、子どもたちが発言することが当たり前である社会。子どもの声をきちんと生かされる、保障される社会になっていないことが明らかになった気がしています。

以下は、初めて経験したコロナで、子育て世代である我が家に起こったことを具体的に述べていきながら、子どもの権利について考えていきたいと思います（収入）

我が家は、夫が市の職員なので夫の収入面での影響はそれほどなかったけれど、一方、私の収入は臨時講師と嘱託職員の仕事なので、学校が休校になることで出勤が減り、収入が減った。その上で、子どもたち（中1と高2の息子）がステイホームになることで、食費が激増。改めて給食のありがたさを知ることになったし、給食で栄養をとっている困窮世帯のたいへんさが容易に想像できた。また、ずっとうちにということを守りながらも、三密にならない畑や外に連れ出すことも増え、電車があまり走っていないこの地では、ガソリン代も増えた。

（生活・学習面）

休校当初は休みが増え、二人とも喜んでいる？風だったが、休みが長期化することで生活リズムは崩れはじめた。（朝はゆっくり起き出し、夜は遅くに寝る）その後、「本当に、勉強しなくていいのか？」「少しは運動したい」「友達に会えない、つまらない」という様子が出てきたので、たまには外に短時間友達と走りに行ったりと工夫も出てきた。

また、いい面もあった。家庭菜園を始め、息子たちと一緒にの時間、ゆったりとした時間が増えたこと。子ども食堂農園の草むしりなど、積極的に（どうせやることないから）と手伝うことも増えたこと。料理も覚え、一緒に台所に立つ機会も増えたことなどは、本来ゆとりのある生活の中では、当たり前にある日常の時

間が生み出したことで、日常生活とは何かなど楽しみを見いだす新たな発見もあったように思う。

びっくりしたのは、学校から一斉メール以外何の連絡もなかったこと(公立中)県内外では、学校によって、家庭訪問や電話連絡、アンケートなどをとり学校として子どもたちの様子を心配し、様々な方法で子どもたちの今を知ろうとしていた。しかし、息子の地元中学は一切なし。長男の私立高校は時折担任から連絡があるなどしたので、不安や要望を伝えることができた。中学は少子化で全校生徒100人弱の学校にもかかわらず一斉メール以外なんの連絡もなかった。今回のことで学校の子どもたちへのまなざしの違いが現れたと思っている。個人的にやはり気になることもあり、別紙のような意見をまとめ、学校に相談という形で訪問し、担任と主任に話をしに行ったが案の定話をしに来たのは私だけだった。(電話でも保護者からは一件も相談も意見もなかったそうだ)モンペ(モンスターペアレンツ)と思われるからと保護者もほとんど学校に相談もしない、意見もしない地域性が見て取れたように思った。

②子ども食堂としてコロナでたいへんになった子育て世代応援として

子どもワクワク食堂として、3月31日、4月3日に九十九学童へ2回のお弁当支援。5月28日と30日の二日間、希望した子育て家族へランチの無料提供を行った。

〔群馬保育センター(コスモス保育園・渋川市)〕

依然として、私達の生活をおびやかす新型コロナウイルス感染症。そんな状況下でも保育を縮小して開園するよう国からの通達。保育は社会に不可欠な仕事だと改めて浮き彫りになったことは、とても大きなことであったと思います。そして、保育園は子どもと、保護者と、そこで働く職員とがつながりあえる素晴らしいところです。

コスモス保育園は、近くに堤、神社、りんご園、沢ガニが取れる川や山があり、四季を通して自然を満喫できる環境のもと保育しています。年長になると、キャンプ、海水浴、2泊3日のスキー合宿など「イベント」ではない、子どもの成長の節目となる「行事」として保育士と保護者と一緒に楽しみながらつくっています。

行事に欠かせないのは、付き添いのお父さん、お母さんの存在です。キャンプが得意なお父さん、山登りならまかせて！のお母さん、「2泊は難しいけど…うーん、でも行きたい！」という保護者が次々と付き添いを希望してくれます。そんな様子を見て、下のクラスでも積極的に参加してくれるようになるのです。子どもも、大人も同じ…保育園は、人と人がつながり、育ちあう場所です。

4月コロナ禍の中、新学期を迎え、その後緊急事態宣言が発令されました。各自治体では、小、中、高校につづき保育園も家庭保育という自粛要請が出されました。「密にならないように」「ソーシャルディスタンスをとって」などに神経を尖らせる世界に赤ちゃんを抱っこすることも、みつけたアリをみんなで見つけて見ること、大好きな給食を友達と食べることも難しいなんて…。保育の本質は守りたいけど、子どもや職員の安全はもちろん第一…葛藤は続きます。

世の中が「新しい生活様式」に沿って暮らし始めた今。保育園は今まで通りとはいくはずもなく、「これならできる？」「これはやめよう」と、それでも前に進

み始めています。子ども達の笑顔と発達を守り、繋いだ手をもう一度握りしめ、どの子ども、どの親も、安心して過ごせる豊かな日常を目指し保育していきたいと思えます。今まで当たり前だった日々になんとも近づけるように…。

【声明・アピールなど】

〔国連・子どもの権利委員会「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する声明」〕

子どもの権利委員会は、COVID-19 パンデミックが子どもたちに及ぼす重大な身体的、情緒的および身体的影響について警告するとともに、各国に対し、子どもたちの権利を保護するよう求める。

子どもの権利委員会は、COVID-19 パンデミックの影響による世界中の子どもたち（とくに、脆弱な状況に置かれている子どもたち）の状況について懸念を表明する。とくに緊急事態および義務的ロックダウンを宣言した国々において、多くの子どもたちが身体的、情緒的および心理的に重大な影響を受けている。

10 の人権条約機関が発した宣言に加えて、委員会はさらに、各国に対し、COVID-19 パンデミックが突きつける公衆衛生上の脅威に対処するための措置をとるうえで子どもの権利を尊重するよう促すものである。とくに委員会は、各国に対し、以下の措置をとるよう求める。

1. 今回のパンデミックが子どもの権利に及ぼす健康面、社会面、情緒面、経済面およびレクリエーション面の影響を考慮すること。当初は短期のものとして宣言されたとはいえ、各国の緊急事態宣言および（または）災害宣言がより長期間維持され、人権の享受に対するさらに長期間の制限につながる可能性があることは明らかになっている。委員会は、危機の状況にあっては、公衆衛生を保護するため、一部の人権の享受の制限につながる可能性がある措置が国際人権法において例外的に許容されていることを認識するものである。しかしながら、このような制限は必要な場合にのみ課され、比例性を有しており、かつ最小限のものに限られなければならない。加えて、COVID-19 パンデミックのために財源の利用可能性に相当の悪影響が生じる可能性があることは認知しながらも、これらの困難は条約実施を阻害するものとみなされるべきではない。このような困難にもかかわらず、各国は、パンデミックへの対応（資源の配分の制約および資源の配分に関する決定を含む）が子どもの最善の利益の原則を反映したものになることを確保すべきである。

2. 子どもたちが休息、余暇、レクリエーションおよび文化的・芸術的活動に対する権利を享受できるようにするための、オルタナティブかつ創造的な解決策を模索すること。このような解決策には、社会的距離を保つための要領およびその他の衛生基準を尊重する監督下での野外活動（少なくとも1日1回）、ならびに、テレビ、ラジオおよびオンラインにおける子どもにやさしい文化的・

芸術的活動が含まれるべきである。

3. オンライン学習が、すでに存在する不平等を悪化させ、または生徒・教員間の相互交流に置き換わることがないようにすること。オンライン学習は、教室における学習に代わる創造的な手段ではあるが、テクノロジーもしくはインターネットへのアクセスが限られているもしくはまったくない子ども、または親による十分な支援が得られない子どもにとっては、課題を突きつけるものでもある。このような子どもたちが教員による指導および支援を享受できるようにするための、オルタナティブな解決策が利用可能とされるべきである。

4. 緊急事態、災害またはロックダウンの期間中、子どもたちに栄養のある食事が提供されるようにするための即時的措置を起動させること。学校給食制度を通じてしか栄養のある食事が得られない子どもたちも多いためである。

5. 子どもたちへの、保健ケア、水、衛生および出生登録を含む基礎的サービスの提供を維持すること。保健制度への圧力の高まりおよび資源の欠乏にもかかわらず、子どもたちは保健ケアへのアクセス（検査および将来開発される可能性があるワクチン、COVID-19 関連の治療 および COVID-19 とは関係のない治療、精神保健サービスならびに既存疾患の治療へのアクセスを含む）を否定されるべきではない。子どもたちはまた、緊急事態、災害またはロックダウンの期間中、清潔な水および衛生設備にもアクセスできるべきである。出生登録サービスは停止されるべきではない。

6. 子どもの保護のための中核的サービスを必須サービスに位置づけ、これらのサービス（必要な場合の家庭訪問を含む）が機能し続けかつ利用可能とされ続けることを確保するとともに、ロックダウン下で暮らしている子どもたちに対し、専門家による精神保健サービスを提供すること。子どもたちは、外出制限により、家庭におけるいっそうの身体的および心理的暴力にさらされ、または過密でありかつ最低限の居住適正条件を欠いた家庭で過ごすことを余儀なくされる可能性がある。障害および行動上の問題がある子どもたちおよびその家族は、密室においてさらなる困難に直面しかねない。各国は、電話およびオンラインによる通報・付託制度ならびにテレビ、ラジオおよびオンライン経路を通じた注意喚起・意識啓発活動を強化するべきである。COVID-19 パンデミックの経済的および社会的影響を緩和するための戦略にも、子どもたち（とくに貧困下で暮らしている子どもおよび十分な住居にアクセスできていない子ども）を保護するための具体的措置を含めることが求められる。

7. パンデミックが引き起こす例外的状況によって脆弱性がいっそう高まる子どもたちを保護すること。これには、障害のある子ども、貧困下で暮らしている子ども、路上の状況にある子ども、移住者・庇護申請者・難民・国内避難民である子ども、マイノリティおよび先住民族の子ども、HIV/AIDS を含む基礎疾患がある子ども、自由を奪われている子どもまたは警察の留置場、刑事施設、閉鎖養護施設、移住者拘禁施設もしくはキャンプに収容されている子どもならびに施設で暮らしている子どもが含まれる。各国は、COVID-19 パンデミックに対処するための措置において差別を受けないすべての子どもの権利を尊重する

とともに、脆弱な状況に置かれている子どもたちを保護するための焦点化された措置をとるべきである。

8. あらゆる形態の拘禁下に置かれている子どもたちを可能な場合には常に解放するとともに、解放することのできない子どもたちに対し、家族との定期的接触を維持するための手段を提供すること。多くの国は、施設で暮らしている子どもまたは自由を奪われている子ども（警察施設、刑事施設、閉鎖施設、移住者拘禁施設もしくはキャンプに収容されている子どもを含む）との面会および接触の機会を制限する措置をとっている。これらの制限は短期的には必要な措置とみなされうるものの、長期に及べば子どもたちに著しい悪影響をもたらすことになる。子どもたちは常に、家族との定期的接触を、直接ではないにせよ電子的通信または電話を通じて維持することを認められるべきである。緊急事態、災害宣言または国の命令による外出制限の期間が延長される場合、このような面会を禁止する措置の再評価を考慮することが求められる。移住の状況下にある子どもたちは拘禁されるべきではなく、また親が いっしょにいる場合には親から引き離されるべきでもない。

9. COVID-19 に関連する国の指導および指示に違反したことを理由とする子どもの逮捕または拘禁を行なわないようにするとともに、逮捕または拘禁されたいかなる子どもも直ちに家族のもとに帰されるようにすること。 10. COVID-19 および感染予防法に関する正確な情報を、子どもにやさしく、かつすべての子ども（障害のある子ども、移住者である子どもおよびインターネットへのアクセスが限られている子どもを含む）にとってアクセス可能な言語および形式で普及すること。 11. 今回のパンデミックに関する意思決定プロセスにおいて子どもたちの意見が聴かれかつ考慮される機会を提供すること。子どもたちは、現在起きていることを理解し、かつパンデミックへの対応の際に行なわれる決定に参加していると感じることができなければならない。

2020年4月8日

◆原文：英語（PDF）

◆日本語訳：平野裕二 <https://w.atwiki.jp/childrights/pages/327.html>

【「子どもの権利条約市民・NGOの会」声明】

新型コロナウイルス感染症と子どもの権利に関する声明

新自由主義改革をストップさせ、

子どもの権利に基づく全面的な改革に切り替えよう！

2020年6月15日

子どもの権利条約市民・NGOの会 共同代表者会議
（代表 堀尾輝久、事務局長 世取山洋介）

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大への対応が子どもにもたらした困難

昨年末に中国の武漢市で発生して爆発的に拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、グローバル化時代を背景にして瞬く間に世界各国・地域に広がるパンデミック（世界的大流行）となり、発生から5ヶ月をへても終息の兆しが見えていません。欧米の先進諸国を中心に世界の感染者は700万人に迫り、死者は40万人を超え（6月6日現在）、なお1日に10万人超の感染者と4～5千人の死者が新たに出ており、今後は医療制度や公衆衛生の脆弱な中南米、東南アジアやアフリカ諸国でのさらなる感染拡大が懸念されています。日本を含む東アジアやオセアニア、欧米の一部の国では、学校や経済活動の再開などに踏み出していますが、世界保健機関（WHO）は油断をすれば第2波、第3波の襲来もあると強く警告しています。

新型コロナウイルスは、感染者の飛沫や濃厚接触によって人から人に伝播する強い感染力と高齢感染者を中心に高い致死力を持っている手ごわい未知のウイルスです。ワクチンや有効な治療薬がないために、感染拡大を防止するほとんど唯一の対策として、医療や食品の流通販売などを除く社会経済活動を中断・自粛することによって、人と人との交流や接触を最大限に制限するという方策が採られてきました。

子どもと大人とが密接にかかわる場である保育園や学校も一斉に休園・休校とされ、公園の遊具さえも使用禁止とされました。子どもは友だちや先生との人間関係はもとより、成長発達にとって不可欠の遊びや学びの権利を享受できなくなり、もっぱら親（保護者）が、狭い家のなかでそれらを孤立したまま引き受けることを余儀なくされてしまったのです。

子どもの人間としての成長発達には、同世代の子どもとのかかわりや遊びの中で、自分たちの要求を確認し、身近な大人に要求を自由に出し、満たしてもらい、そして、遊びや学びを通して新しい要求をつくっていくというプロセスをたどりまします。子どもの成長発達には、自由な遊びと学び、そして、友達や、親、保育士、学童の指導員、施設の職員、学校の教師など身近な大人とのかかわりが不可欠となります。しかし、新型コロナウイルス感染症から子どもの健康と命を守るために実施された一斉休校などの対策は、子どもの成長発達にとって不可欠の遊びや学び、そして多様な人間関係を、長期にわたって子どもたちから奪うという重大な困難をもたらしてきたのです。

2. 新型コロナウイルス感染症の拡大のもと痛感させられたこと

この数か月間、子どもの人間としての成長発達を保障することに関わっていくつかの重要なことを痛感させられました。

まずは、子どもは新型コロナウイルス感染症の拡大に対応する主体であるとは認められず、置いてきぼりにされてきたということです。子ども自身が自らの要求を大人や社会に自由に表明するための機会が意識的に用意されることはありませんでした。新型コロナウイルス感染症とは何か、それに対応するには何が求められているのかといった情報が子どもに分かりやすい形で系統的に提供されることもありませんでした。何を我慢しなくてはいけないのか、あるいは、何を我慢すべきではないのかを考える際に、あるいは、新しい施策を立案する際にできるだけ多くの子どもの声を聴くということもされませんでした。

次に、子どもの成長発達が親に丸投げされてしまったために、親の意識、資力や情報量の差によって、子どもが享受できることがらに不平等や格差が生まれて

しまったということです。緊急事態宣言のもとでの営業自粛により、親の収入が減り、あるいは、非正規雇用で働いている親が職と収入を失うことで、このような格差はさらに拡大しました。また、給与を得ることのできる仕事がありながら、昼の間、子どもをケアしなくてはいけないために仕事ができず、収入が減少ないしは消滅した親もいます。一部の富裕な家庭を除いてすべての家庭に経済的困難が襲い掛かり、子育てをしているほとんどの家庭に経済的支援が必要となりました。

また、これまで家庭に虐待などの問題があったとしても、日中は保育園や学校で過ごすことで被害を免れ、あるいは、そこから児童相談所に通告されて助かるということがありました。それがなくなり、問題が悪化してしまいました。家に居場所のない少女が、家の外での寝場所を確保するために性的搾取の犠牲となるケースも増加し、意図しない妊娠をする事態が国会で取り上げられていました。

そして、子どもの人間としての成長発達には、いわゆる勉強だけでなく、遊ぶこと、体を動かすこと、読むこと、観ること、感じることに、休むこと、友達と様々な時間を過ごすこと、いろいろな大人といろいろな話をするところから成り立っている。保育所や学校、そして公園などをみんなの力を束ね併せて運営し、保育士、教師、学童保育所や遊び場の指導員と親と一緒に子育てに当たることが不可欠なのだ、ということも実感されました。子どもの発達に必要とされる多様なことばを親と多様な専門家が共同して行うということ、非常事態のもとにおいてもなお実行することの重要性が意識されるようになり、そのための取り組みが始まっています。

3. 政府による対応の問題点

2月以降の4か月間、政府がとってきた子どもに関わる施策は、私たちが痛感した以上のようなことに正面から向き合うものではありませんでした。

(1) 学習指導要領の完全実施以外は眼中になし

政府の施策と言えば、教育に特化し、しかも、「学びの遅れ」を取り戻すこと、すなわち、学習指導要領に定められていることのすべてを定められた期間までに終わらせることに焦点が当てられてしまいました。「学びの遅れ」を来年3月までに取り戻すことはできないことが分かると、官邸主導で、2020年度を2021年3月末から8月末にまで延期し、それに合わせて、2021年度の始期を9月にすべきという議論（9月入学論）も登場しました。家庭学習が成績評価の対象とされてしまったので、親、特に母親が学校の下請けの役割を負わされてしまっています。そして、オンライン学習構想だけが条件格差を無視して前倒し的に実施されようとしています。

学校以外のことについてはほとんど無策と言ってよい状況となりました。

(2) 矛盾が集中した保育園・学童保育

2月末に学校を一斉休校にしながら、就労などのために昼間子どもの面倒を見る親のいない子どもに関する施策に特別の手当てを加えることなく、そのままにしておいたために、保育園や学童保育が特別の困難に単独で向かわざるを得なくなりました。保育園では新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要なマスクや消毒液などの備品が整えられず、危険を覚悟で保育に当たらざるを得ないという事態が生まれました。また、学童保育は午前中から保育を開始せざるを得なくなったものの（学童保育の一日保育化）、人員は拡充されず、指導員が必死の努力

で対応するという事態も生まれています。

(3) 遊び、文化的・芸術的活動は無視

子どもの成長発達に不可欠な遊びを実現するための施策は中央レベルにあっては皆無です。自治体が独自の施策を取らないところでは、公園では「使用禁止」の張り紙が張られた遊具を横目に大勢の親子が集る一方で、学校の広い校庭にはだれもいないという光景が展開しています。また、比較的小規模の人数で行われる舞台芸術や文化活動も、いわゆる三密にあたるため全くできなくなり、芸術鑑賞教室や地域文化団体の鑑賞活動などの文化活動や芸術・芸能団体は、存続が危ぶまれる事態です。

(4) 障害のある子どもは放課後デイにまかせっきり

突然の一斉休校要請は、障害のある子どもたちにとっても厳しいものでした。障害児教育は、人とのかかわりを通じた学びが根幹に位置づいており、一人一人の障害への配慮や、実態に応じたより丁寧な対応が必要とされています。今回のあまりにも急な休校は、時間的にも内容的にも十分な対応ができないまま、障害のある子どもにとっては日常生活が急変してしまい、精神不安となりパニックに陥る子どもたちの姿がありました。また、障害のある学齢児のための福祉サービスとして「放課後デイサービス」（以下放課後デイ）がありますが、休校要請と同日、厚生労働省は放課後デイの原則開所を事務連絡として発出しました。しかも可能な限り長時間対応すること、つまり放課後デイが本来の放課後のみならず、休校によって日中居場所のなくなった子どもの受け皿になることを求めたのです。空間も狭く、外遊びもできない状況であっても各地の放課後デイは、子どもたちのいのちと日常生活を守ろうと必死で事業を続けてきました。一日に受け入れる子どもの数を減らし、開所の時間を延ばすことで対応していきました。休校要請が延長され、もともと問題であった受け入れた子どもの人数を基準とする日額報酬という制度のもとで事業の継続が危ぶまれる状況が生まれてきています。

(5) 貧困家庭に対する支援の欠如

一人当たり 10 万円の特別定額給付金を一回だけ実施することになりましたが、当初政府は、貧困家庭への選別的現金給付に固執し、コロナ不況がほとんどすべての家庭に襲い掛かっていることを認識できていませんでした。家庭の経済的状況にもとづく IT 環境へのアクセスにおける格差は放置されたままです。また、子ども食堂や学習支援事業など地域で自主的に展開し、拡大しつつあった貧困家庭の子どものための事業に対しては、何ら特別な対応はせず、事業者の自己責任を強要してしまったために、新型コロナウイルス感染症拡大を契機にストップされざるを得なくなり、貧困家庭や外国人家庭の子どもなど、もともと困難を抱えていた子どもをいっそうきびしい状況に追い込んでしまいました。

(6) 子どもの保護のための施策の欠如

そして、児童虐待や 10 代の意図しない妊娠が激増しているにもかかわらず、児童相談所や各種相談活動を強化するための措置はとられていません。

4. 過去 4 カ月にわたる政府の施策の子どもの権利に基づく検証

過去 4 か月間の政府による対応は、子どもの権利という観点から見た場合、いくつもの問題があります。

- 第1. あまりにも視野が狭く、もっぱら教育に焦点が当てられ、子どもの遊びや自由時間が忘れ去られているうえ、焦点が当てられている教育について

- ても、学習指導要領の完全な履修だけが考慮され、肝心の子どもの人格の全面的な発達という教育の第1目的が考慮に入れられていないこと。
- 第2. コロナウイルス感染症の拡大への対応のもと人間的な接触の機会を大幅に制限されているという子どもの困難の大本を直視する施策が存在しないこと。
 - 第3. 子どもに我慢をさせるのではなく、自由に意見を表明させるべきであり、参加を通じて子どもは成長発達していくのだという視点が存在しないこと。
 - 第4. 親はもとより、様々な問題を現場で実感している教員、指導員や職員が主体となって、子どもとともに子どもの権利を実現するための施策を練り上げていくべきなのだという視点がなくないこと。
 - 第5. 子育て家庭が少数の富裕層と大多数の貧困層へと急速に2分化しているにもかかわらず、拡大する貧困家庭の子どもの置かれている実態を把握するための措置や、みんなが利用できる現物給付や現金給付の拡大を軸とする格差・不平等是正のための措置がとられていないこと。
 - 第6. 新型コロナウイルス感染症の拡大への対応のもとで、それ以前よりもより大きな困難に直面することになった家庭で虐待を受けている子どもや家庭に居場所がない子どもの保護のための施策が存在しないこと。
 - 第7. 児童福祉施設に暮らす子どもが学校に行けないため、昼間も子どもをケアしなくてはならなくなったにもかかわらず、職員の数を増やすなどの措置がなされず、コロナウイルスに子どもが感染した場合の対応についての全国的ガイドランもないなど、児童福祉施設が直面する困難を解決する施策がとられていないこと。また、児童福祉施設で暮らす子どもが、アルバイトができなくなったために、将来の自立のための経済的準備ができなくなっていることへの対応もなされていないこと。
 - 第8. 障害のある子どもなど特別な困難を有する子どもが直面するに至った新しい困難を包括的に把握するための努力がなされていないこと。
 - 第9. 学校、保育園、学童保育や児童養護施設で働く職員が新型コロナウイルスに感染した場合の補償がないこと。
 - 第10. 子どもは新型コロナウイルス感染症にどれくらい罹患しやすく、発症しやすいのか、子ども同士、子ども・大人間では感染の危険性に違いはあるのか、といった基礎的なことがらに関する科学的知見が共有されず、子どもを感染症から守るために必要とされる子どもの活動の制限をより少なくする措置を確定できなかったこと。

これらの問題点の多くは、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応のなかで初めて浮上したものではありません。それらの多くは、感染症拡大以前から存在し、国連子どもの権利委員会からも問題として指摘され、そして、この数か月の間にさらに悪化、あるいは、はっきりと見えるようになったものなのです。

昨年3月に国連子どもの権利委員会が公表した第4・5回日本政府報告に関する最終所見では、①子どもの力を伸ばすような(empowered)参加を実現すべきこと(パラ22)、②子どもの保護に関する包括的な施策を確立すること(パラ8)、③社会の競争的性格から子ども時代をまもるための施策を取り(パラ20)、「あまりにも競争的な」教育制度から子どもを解放するための施策を取る(パラ39)、そして、④みんなが利用できる現金給付を含めて親に対する社会的支援を

強化することが勧告されていきました（パラ 38）。①は先の第 1 に、②は先の第 6 に、③は先の第 1 から第 4 に、④は第 5 に対応しています。

5. 緊急的な対策と子どもの権利を恒常的に実現するための改革とを一体的に

コロナ感染症拡大以前から存在していた日本における子どもの権利をめぐる数々の問題は、実は、新自由主義という考え方に基づく改革により、公教育の性格が変容させられ、あるいは、保育などに典型的にみられるように条件整備基準が後退させられて、制度が貧弱なものとなってしまったことに由来しています。新自由主義改革の欠点がコロナ感染症の拡大で露呈した、ということもできます。今求められているのはコロナ感染症拡大以前の改革をストップさせること、そして、公教育、家庭、保育、学童、社会的養護などを子どもの権利に基づいて全面的に改革していくことなのです。

私達、子どもの権利条約市民・NGOの会は、過去4か月間の教訓を踏まえ、コロナ感染拡大後に初めて生まれた困難と、コロナ感染拡大以前からあり、コロナ感染拡大後に拡大化、顕在化した困難とを一体的に把握し、それを解決するための緊急的な措置およびコロナ感染拡大後に拡大化、顕在化した困難を解決する恒常的な措置を一体的に取って行くべきであると考えます。

昨年2月に国連子どもの権利委員会が公にした最終所見を踏まえて、以下のことを提案します。

- 第1. コロナウイルス感染症の拡大への対応のもと人間的な接触の機会を大幅に制限されているという子どもの困難の大本にメスを入れることをすべの施策の基本とすること。例えば、教育においては、子どもの要求に耳を傾け、それに応える教育を実行できるようにすることを基本とし、そのために少人数学級を実現し、学習指導要領の法的拘束力を撤回して、学習指導要領の完全履修に固執することなく、現場の総意に基づく教育を保障すること。
- 第2. 参加を通じて子どもが人間として成長発達するという条理を踏まえ、施策の策定および施策の影響評価にあたって子どもの参加を全面的に実現すること。例えば、児童養護施設に暮らす子どもに給付される「特別定額給付金」は、子どもの声に基づいてその使い方を決めていくべきこと。
- 第3. すべての子どもが親の資力に関係なく、ITに自由にアクセスし、ITを通じて自由に情報を受け、発信できるようにすること。
- 第4. 親や、保育園、学校等の教職員が子どもの権利を現場において実現する責任と自由を全面的に承認し、自由と責任を発揮することを可能にする条件を提供すること。
- 第5. 子育て家庭が少数の富裕層と大多数の貧困層へと急速に2分化していることを直視し、みんなが利用できる現物給付の水準を向上させ、無償性を拡大することや、みんなが利用できる現金給付を拡充することを優先させながら、再配分を強化することによって対応すること。
- 第6. 家庭で虐待を受けている子ども、家庭に居場所がない子ども、性的搾取の犠牲となりやすい子どもの保護のための施策を、児童相談所の拡充を含めて、抜本的に拡充すること。
- 第7. 児童福祉施設で暮らす子どもとそこで働く職員、および、障害のある子

- どもと特別支援学校や放課後デイケアで働く教職員が直面するに至った新しい困難を包括的に把握し、それを解決するための措置を取ること。
- 第8. 人格の全面的発達という教育の第1目的を想起し、保育所、学校、学童保育所において、子どもの遊びと学び、そして、自由時間を一体的に実現するためのあらゆる適切な措置を取ること。それとは無関係な9月入学論を破棄し、教育の個別化最適化という旗のもとに格差を拡大させるオンライン学習を実施することをやめること。
- 第9. 新型コロナウイルス感染症の拡大を「学び」に変換するための努力を助長し、国際的に立ち後れている性教育を含む健康教育や新型コロナウイルス拡散の元凶となっている自然破壊についての環境教育や生活学習・総合学習の奨励など、今だからこそできる、あるいはしなくてはならない「学び」を奨励すること。
- 第10. 新型コロナウイルス感染が再度拡大しても休校や休園をしなくてもすむよう、施設・設備や職員数などの基準を改正し、予算的措置を取ること。例えば、分散登校のもとで20人以下の少人数学級が子どもの人間的な成長発達を実現するのにふさわしい学級規模だと実感されるようになっていたので、学級定数を改善し、予算をつけて20人学級を実現し、学校を「感染症に強い」ものにしていくこと。
- 第11. 新型コロナウイルス感染症の子どもの罹患と発症の固有性に関する科学的知見を国が集約し、子どもを感染から守るために必要とされる、子どもの行動の制限がより少ない措置を国の責任で実施すること。

おわりに

私たちは、日本の子ども期が2012年以降、新自由主義という考え方に基づく改革によって貧困化していることを明らかにする報告書、『日本における子ども期の貧困化—新自由主義と新国家主義のもとで』を2017年に国連に提出しました。国連子どもの権利委員会は2019年3月に日本政府第4・5回報告に対する「最終所見」を公表し、私たちの主張に強く共鳴する懸念と勧告を日本政府に示しています。私たちが示した11の提言は、私たちの分析そして国連子どもの権利委員会の懸念と勧告を踏まえて作成されたものです。

なお、私たちは、委員会が示した懸念と勧告の意義と、懸念を解消し、勧告を実現するために求められていることを明らかにする図書として『国連子どもの権利条約と日本の子ども期』（本の泉社、2020年）を出版しました。是非とも本書を入手されて、私たちの提言の意味を理解していただければと切望しております。本書は、事務所に直接申し込んでいただければ、定価2400円（税抜き）のところを、2000円プラス送料実費で頒布いたします。

〔子どもの権利条約31条の会緊急アピール〕

2020年4月6日

子どもの権利保障の観点から新型コロナウイルス感染症対策を
—遊びと文化活動の保障をめぐって—

●緊急事態に直面して

新型コロナウイルスの感染が内外に広がり、事態の収束に向けて先が見えない状況が続いている。子どもたちの命と健康を守るために、医学的知見と人間の知恵を結集して、新型コロナウイルスの感染拡大防止に立ち向かわねばならない時である。

2月27日に安倍首相の独断で小中高校、特別支援学校の全国一斉休校措置が要請され、3月2日から休校が開始されて春休みを迎えた。3月24日、文部科学省が「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等について」の通知、3月26日、「教育活動の再開等に関するQ&A」を出し、学校の再開が課題となっている。しかし、東京での感染者拡大に、東京都では都立学校の「春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間、臨時休業」を決め、「区市町村教育委員会に対しても、都立学校の取組を参考として、感染拡大防止の取組への協力を強く要請」した（4月1日「今後の都立学校における対応について」）。全国を見るなら、4月からの学校の再開、入学式を簡略に開き、その後は時差登校など、それぞれの教育委員会の判断で学校再開が模索されている。学校再開を毎日の授業時間を増やすことや長期休暇の短縮などによって子どもの生活のバランスを崩すものにならない視点も必要である。

全国一斉休校措置開始から一か月あまり経過し、感染の拡大が進む中で、さまざまな問題が噴出しており、長期にわたる取り組みを覚悟しなければならない時にある。

●学校の休校をどうとらえるか

それにしても、先の全国一律に学校を休校にするという措置は、あまりにも唐突で子どもの生活と発達に関する権利保障への配慮を欠いた対応だったと言わざるを得ない。

ウイルス感染の広がりには地域的違いもあり、学校の休校については、本来各地域・各学校の状況をふまえて自治体の教育委員会が判断する権限をもっており、専門家会議の医学的な見解をふまえ、各自治体の教育委員会や学校管理者・保護者の声を集めて、慎重に判断すべきことであった。

休校中の子どもの居場所としての役割を丸投げされた学童保育の現場は、その活動上子どもたちと指導員の濃厚接触は避けられず、現在の施設条件も劣悪であり、ウイルス感染のリスクは学校以上に高いとも考えられる。政府の一斉休校措置の矛盾と問題点が鋭く現れている。

新型コロナウイルスの感染リスクを低減すること、子どもたちの命と健康、安全を第一に考えること（生存権の尊重）は、最も重要なことだが、学校が子どもの生活と発達の権利保障に果たしている役割を《多面的・複眼的に捉える視点》を見失うのは根本的な間違いである。

休校措置は、何よりも子どもたちの学習権を失わせ、教育を受ける権利を奪うことになる重大な措置である。学校には、保健室や給食があり、子どもの福祉を

守る場でもあり、特に虐待的・放任的な環境にいる子どもにとっては重要な保護機能を持つ「安全地帯」である。また学校には、校庭や体育館や図書室があり、子どもの遊び仲間やスポーツ・文化活動を通じて子どもの発達と文化の権利を保障する場所でもある。

政府・自治体は新型コロナウイルス対策を進めるにあたって、常に子どもの権利を守る視点を忘れてはならない。子どもへの感染を防ぐこと（生存権の保障）を当然の前提とし、同時に子どもの生活権、学習権、遊び・文化権、自治権・社会参加権を保障するために知恵と創意を結集することが求められる。

●子どもたちの生活と文化を守る

子どもの遊びと文化の権利の重要性に注目してきた「31条の会」は、新型コロナウイルス感染症対策としての一斉休校措置によって、子どもたちの交遊関係が遮断され、「子どもの主食」である遊びが禁止・抑制される事態が全国的に生じていることに対して、子どもの権利侵害が政策的に生み出された危機的事態であると捉えている。

学校の休校とともに、地域の子どもの居場所である児童館や冒険遊び場などの閉館・休止、子どもの生命をつなぐ場である子ども食堂の自粛要請・中止、子どもの遊びに関わるNPOの活動停止、鑑賞教室や地域文化団体・劇団主催の演劇・音楽など子どもの文化・芸術公演の中止・無期限の延期などが相次いでいる。今までの公的支援の弱さが改めて露呈し、子どもNPO、児童劇団などの文化・芸術団体の存続が危機的状況にあり、フリーランスのアーティストの多くが生活の困難に直面しているにもかかわらず、積極的な支援・経済的補償は打ち出されていない。子どもたちの文化・芸術への参加の権利が危機にさらされているのである。

学校休校に伴って子どもが地域の中で過ごす様々な場所の活用・連携・役割分担など、総合的にきめ細やかな対策を講じなければならない。そのための拠点、地域対策本部などをもうけることも必要である。また、親・保護者や教師とともに、子どもの遊び・文化権の保障のために学童保育・児童館職員、フリーランスのアーティストやスタッフなど子どもを支える大人、子どもNPOや子どものための文化・芸術団体への経済的支援を含む緊急の支援に至急取り組むことが必要である。

●子ども・市民の声を聴き、知恵を出しあい学び合おう

対策にあたっては、子ども・市民にわかりやすく情報を伝えるとともに、その声を聴き、区市町村・都道府県・国の対策検討の各段階で子ども・市民との対話を重視し、必要に応じて対策検討の場に子ども・市民の代表を加えることも提案する（子どもの権利条約第12条子どもの意見表明権（子どもの聴かれる権利）、国連子どもの権利委員会総合的解説第12号「子どもの聴かれる権利」“The right of the child to be heard”など参照）。

こうした緊急事態のなかで、いち早くいくつかの学会や市民NGO/NPOが、子どもたちの遊びや文化活動の重要性を指摘し、その機会の提供を呼びかけたことに注目し、それら取り組みに賛同し、推奨したい。そこには子どもの権利条約第31条の視点とその具体化の課題がリアルに示されており、今後これらの経験を

じっくり検討する必要があると考えているが、以下、取りあえず、諸団体の見解や声明が掲載されたHPをリストアップしておく。

いま緊急に必要なことは、全国的全世界的に拡大するコロナウイルス感染状況のニュースに接して不安の中にいる子どもたち、学校の一斉休校や再開のなかで不安定な生活を強いられ、仲間たちとの安心・安全な交遊と活動が制限されている子どもたちに、コロナウイルス感染予防のための知識と行動を丁寧に伝えるとともに、同時に楽しい生活と仲間との交流を工夫し、実現しあっていく意欲と希望を励まし応援し、ともに取り組んでいく大人社会の協力・連帯と行政の積極的姿勢である。

いまこそく子ども最善の利益>実現の視点にたって、さまざまな知恵を出しあい取り組みを交流し学び合っていこう。

【参考資料】

●TOKYOPLAYの見解（2/29）

「子どもたちが遊び育つ」を考えて可能なことをアクションに、といち早く呼びかけた。

<https://tokyoplay.jp/news/>

●障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（2/29）

「学校の一斉臨時休業に関する緊急要望書」には、障害児の放課後の居場所確保の切実性が訴えられている。

<http://www.houkagoren.sakura.ne.jp/>

●全国障害者問題研究会常任全国委員会（3/2）

緊急声明「障害のある子どもの家族の健康と生活を守るために——一律の休校要請は撤回を」一斉休校により、障害のある子どもと家族の健康と生活リズムが崩れないよう、全国一律の休校要請の撤回を求めている。

http://www.nginet.or.jp/news/opinion/20200302_statement.html

●冒険あそび場づくり協会（3/2）

ユニセフ「災害時の子どもの心のケア」<https://www.unicef.or.jp/kokoro/>を踏まえて、「適切な理解のもと、子どもの遊びを見守るために」と久米隼（理事・事務局長）が緊急メッセージを発した。

<https://bouken-asobiba.org/news/detail-687.html>

●おもちゃ美術館のとりくみ（3/3）

<https://search.yahoo.co.jp/search?ei=UTF-8&fr=mcafeessl&p>

3分でわかるおうち遊びシリーズとして、東京おもちゃ美術館とおもちゃコンサルタントが簡単にできる遊びを動画で紹介している。

●NPO法人めぐろ子どもの場づくりを考える会による調査（3/7）

こどもば代表理事横山誠、明星大学教育学部非常勤講師神代洋一の両氏により「新型コロナウイルスの感染対策としての一斉臨時休校における実態把握の為の子ども向けのアンケート調査」が行われ、随時集約状況が報告・発信されている。

https://drive.google.com/open?id=1h_9pezRLiqVeOxEQaP6hluRTjIBEgrPU

●多様な学びプロジェクト 休校中の子どもの居場所をリスト化して発信（3/8）

<https://www.tayounamanabi.com/single-post/kyuukoutyuumokokoaruyo>

「誰ひとり取り残されない社会を目指して」として、休校中もここあるよと、居場所・食事提供などの情報がまとめられている。

●NPO 法人東京少年少女センター・少年少女センター全国ネットワーク (3/9)

「新型コロナウイルスの感染拡大防止と、子どもの遊ぶ権利を守るために」とのメッセージにより、適切な配慮の下で、子どもの集団的な遊びと交遊を保障することを提言

<https://www.children.ne.jp/2020/03/09/%E6%96%B0%E5%9E%8B%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%82%A6%E3%82%A3%E3%83%AB%E3%82%B9%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%82%8F%E3%82%8B%E5%A3%B0%E6%98%8E/>

《学会関係》

●日本環境教育学会理事会「新型コロナウイルスに関連した感染症対策への対応に関する緊急声明」(3/7)

『子どもたちが「外で遊ぶ権利」を最大限保障してください』

http://www.jsfee.jp/images/general/JSFEE_statement_for_outdoor_activity_20200307r.pdf<http://www.jsfee.jp/general/403>

●日本学童保育学会理事会新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急声明(3/14)

—学童保育を子どもたちと指導員の安全・安心を守る居場所とするために—

<http://www.gakudouhoikugakkai.com/file/200314kinkyuseimei.pdf>

「子どもの権利条約 31 条の会世話人」

増山均（早稲田大学名誉教授）

山下雅彦（東海大学名誉教授）

齋藤史夫（東京家政学院大学准教授）

神代洋一（NPO 東京少年少女センター理事長）

北島尚志（NPO あそび環境 Museum アフタフ・バーバン理事長）

大屋寿朗（子どもと文化の NPO Art.31 代表）

中村興史（子ども白書編集委員）

連絡先：大屋寿朗（子どもと文化の NPO Art. 31 代表）090-4714-0005

toshiro008oya@yahoo.co.jp

〔公益社団法人 こども環境学会 ホームページへの「特別寄稿」〕

投稿日時：05/25

新しい生活様式を画一的でなく、年齢層毎の行動指針を

— 休園、休校を早急に解除すべき —

こども環境学会代表理事

東京工業大学名誉教授

仙田 満

コロナウィルスの問題は命か経済かという二者選択の議論が多くなされているが、こどもという重要な視点を忘れてはならない。教育や成育が脅かされている休校、休園を早急に解除すべきである。こどもの1日、1週間、1ヶ月、1年は大人のそれとは重さが異なる。福島原発事故の影響を見れば理解できるだろう。

こどもの成長において密接は重要である。こどもは触れ合うことによって成長していく。体を接触させることによりさまざまな感覚を発達させていく。多くのスポーツも体を触れ、ぶつけ合う。こどもにとってあそびは「まなび」なのだ。人間のさまざまな力はこども時代に育まれる。その機会を奪わないで欲しい。

コロナウィルス感染症は高齢者が重症化しやすいと言われている。従って高齢者が感染のリスクを避けるために、隔離され、非接触型の生活を余儀なくされてもやむを得ない。大人が非接触型の生活をするのも致し方ない。

しかし、こどもの重症化率は低いと言われている。確かにこどもが亡くなった例もテレビで紹介された。しかし、こどもの感染率も死亡率も圧倒的に低い*。こどもは保育園、幼稚園、学校で一緒にあそび、まなび、接触を通して成育して行く必要がある。

そのため、新たな生活様式という画一的なものではなく、小さなこども、学童、青年というようにそれぞれの年齢層に合わせた生活様式のガイドラインを示すべきと思われる。

マスクをする、手を洗うことはやらなければならないが、社会的距離の確保は小さなこどもに関しては再考すべきだ。保育園でこどもが2mの間隔をあけて行動している映像が報道されているが、とても違和感を覚える。人間は動物である。かつて動物学者H・ヘディガーによって人間と距離について、個体距離と社会距離という2つの概念が示された。個体距離とは個体としての生物が自己と他者を分けるバランスの良い距離である。社会距離とは群として動物が社会を形成する距離をいう。それをエドワード・ホールが「かくれた次元」という本の中で人間に応用した。人と人との適切な距離は男と女、また人種や文化によっても異なると言われている。「社会的距離（ソーシャルディスタンス）」が今回重要だと指摘されている。これは患者の飛沫に影響を受けない距離という意味で使われているので、社会的距離と名付けられているが、これはH・ヘディガーやその距離を人間に応用したエドワード・ホールの個体距離の概念に近いと思われる。

問題はこどもにとって個体距離ゼロ（密接距離）の中でこそ安心・安全を感じることができるということである。ジョン・ボウルビーのアタッチメント（愛着）理論に示されるように、こども達は触れる、触れられる、いだかれる事によって安心を得て、外界へ挑戦できる。そして成長して行く。

そのような親密な関係をコロナウィルスの影響で悪いものだという意識を植え付けられてしまうことがとても心配だ。もともと距離とは人間関係と密接に結びつけられる。親しい関係は近い関係といい、疎な関係は遠い関係という。今回の問題はコロナ対策のための一時的なライフスタイルといえるかもしれない。しかし2年も3年も続くとも言われており、それがこども達にとって習慣化してしまう事が心配だ。こどもたちにそれが刷り込まれないようにすることもとても重要である。

小さなこどもほど密接、親密が必要なのだ。こどもの成長のためにも、コロナウィルス対策が長期化すればするほど、年齢層別の行動ガイドラインをつくり、

こども達が群れて、体をぶつけあってあそべるように、休園・休校はすみやかに
全て解除すべきと思われる。

* 「小児 COVID-19 症例は無症状～軽症が多く、死亡例は少ない」

日本医師会 COVID-19 有識者会議「小児の新型コロナウイルス感染症に関する医
学的知見の現状」より

[https://www.covid19-jma-medical-expert-
meeting.jp/topic/1235?fbclid=IwAR2xm4i-0UIcZ-
8DpoW_Csm5ehMGJ40haNP_3nJg42DqZsyyLeWHUXZTBOQ](https://www.covid19-jma-medical-expert-meeting.jp/topic/1235?fbclid=IwAR2xm4i-0UIcZ-8DpoW_Csm5ehMGJ40haNP_3nJg42DqZsyyLeWHUXZTBOQ)

2020/5/25 閲覧